

業務指示書

エチオピア国アディスアベバ市道路維持管理能力向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年5月22日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年5月27日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路維持管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／道路維持管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路維持管理
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路維持管理計画】

- 1) 類似業務の経験：道路維持管理計画
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 維持管理システム】

- 1) 類似業務の経験：維持管理システム
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月5日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(ETB1 = 5.875 円, US\$1 = 118.96 円, EUR1 = 131.21 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 6月11日(木) 13:30 ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 2階 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路維持管理
道路維持管理計画
維持管理システム

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

32.33 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年6月19日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
エチオピア国アディスアベバ市道路維持管理能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路維持管理	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路維持管理計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 維持管理システム	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

エチオピアの首都アディスアベバ市は、アフリカ連合（AU : African Union）本部や国連アフリカ経済委員会（UNECA : the United Nations Economic Commission for Africa）の本部を擁し、アフリカ政治外交の中心地である。近年好調なエチオピア国経済を背景にアディスアベバ市も成長し、都市化・モータリゼーションが急速に進んでいるほか、多くの新規道路整備事業が進められている。しかしながら、舗装道路を中心とした市内の道路は技術レベルの低いまま応急的な補修が実施されている状況であり、PDCA サイクルに基づく維持管理は十分に行われていない。実際、市内の一部道路ではわだち掘れが発生しており、現状の補修方法では将来にわたって良好な道路状況を保つことが困難になると予想される。加えて、今後、各国要人が参加する国際会議や民間企業の投資が増えていくことが予想される中、新規に道路が整備されているアディスアベバ市の道路維持管理技術の向上は喫緊の課題と言える。

エチオピアは、国家開発計画である「成長と移行計画（Growth and Transformation Plan（GTP）：2010/11-2014/15 年度）」において道路セクターの能力開発が重要であるとしており、各地域における道路機関の組織力強化が謳われている。また、同計画を踏襲した「第4次道路セクター開発プログラム（Road Sector Development Program IV（RSDP IV）：2010/11～2014/15 年度）」では、全道路の維持管理ニーズに沿った計画策定を進めるための体制が必要であり、道路分野の専門的な人材の養成（政府道路エンジニア、民間業者およびコンサルタント）、舗装道路整備・維持管理に携わる道路技術者のスキル向上などが明記されている。

我が国は、「対エチオピア連邦民主共和国 事業展開計画」において、援助重点分野として「インフラ開発」を掲げており、その開発課題に「道路網整備と災害対策」を取り上げている。同課題に対する日本の対応方針として、インフラ開発は、経済開発、社会開発、食糧安全保障の全ての基礎となることから、支援を重点的に継続し、またアフリカ大陸の域内インフラの視点からも重要な幹線道路の整備を中心に優先順位の高い事業を支援することとしている。具体的な協力プログラムに関しては、「道路・橋りょう整備プログラム」を設定しており、本プロジェクトも同プログラム内に位置づけられる。その他にも「第四次幹線道路改修計画（無償）」「道路損傷防止対策機材整備計画（無償）」「地すべり対策工能力強化プロジェクト（技術協力）」「デジタル地図データ作成能力強化プロジェクト（開発計画）」などの支援を実施してきた。また、2012年には、将来の技術協力案件の形成に資することを目的に「アディスアベバ市都市交通情報収集・確認調査」を実施した。同調査では、「土地利用と交通施設のアンバランス」「都心部交通管理の不在」「道路メンテナンスの不備」「交通安全、交通環境の等閑」「公共交通の整備」の5点が課題として挙げられたほか、これらに対応する協力の1つとして、道路維持管理に関する技術協力プロジェクトの実施が提案されている。

このような状況のもと、アディスアベバ市道路交通総局道路公社（AACRA : Addis Ababa City Roads Authority。以下、「AACRA」とする）は、2013年8月にアディスアベバ市における道路維持管理能力向上のための技術協力プロジェクトを我が国に要請した。これを受けてJICAは、2015年1月に詳細計画策定調査を実施し、エチオピア側関係機関と協議の上、協力コンポーネントの策定を行った。その後、双方政府内の手続きを経て、2015年4月にR/D(Record of Discussion)を締結した。

2.プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

アディスアベバ市道路維持管理能力向上プロジェクト

(2) 上位目標

アディスアベバ市における道路が持続的に維持管理される。

(3) プロジェクト目標

道路維持管理にかかる AACRA の運営管理能力が強化される。

(4) 期待される成果

成果 1. 道路維持管理にかかる AACRA の実施体制が改善される。

成果 2. 道路維持管理計画の策定プロセスが確立される。

成果 3. AACRA 技術スタッフの維持管理スキル・知識が向上する。

(5) 活動の概要

詳細な内容に関しては「6.業務の内容の各成果にかかる活動」を参照すること。

【成果 1 関連】

- 1-1. AACRA の実施体制をレビューする。
- 1-2. AACRA の主要部署（施設維持管理課、建設・補修部、設計部および人事部を含む）を巻き込んで、道路維持管理にかかる実施体制、人員・予算配分などに関する定例会議を開催する。
- 1-3. AACRA 職員を対象とした研修計画を策定する。
- 1-4. AACRA 職員を対象にして、道路点検、維持管理計画、維持管理システムなど道路維持管理に関する研修を行う。
- 1-5. 道路維持管理にかかる予算要求に向けて、道路基金（道路維持管理及び交通安全施策の資金提供を目的として、1997 年に設立された組織）およびアディスアベバ市役所に対し、アディスアベバ市の道路状況等の情報を提供する。
- 1-6. アディスアベバ市の道路維持管理に関する広報活動（PR 活動）を行う。

【成果 2 関連】

- 2-1. アディスアベバ市における道路維持管理サイクルをレビュー/更新する。
- 2-2. 同市における道路点検を実施する。
- 2-3. 道路状況、交通量、単価などのデータを含む同市の道路インベントリーを整備・更新する。
- 2-4. 上記インベントリーに基づいて、中長期道路維持管理計画を策定・更新する。
- 2-5. 年次道路維持管理計画を策定する。

【成果 3 関連】

- 3-1. 年次道路維持管理計画から道路維持補修に関するパイロット事業を選定する。
- 3-2. 施設維持管理課および建設・補修部の各部署間/内でパイロット事業の情報を共有する。

を共有する。

- 3-3. パイロット事業の詳細調査および仕様設計を行う。
- 3-4. AACRA が実施するパイロット事業を支援する。
- 3-5. パイロット事業の実績および知見を次期年次道路維持管理計画にフィードバックする。
- 3-6. エチオピア道路公社（ERA）および州・市レベルの道路局を対象として、パイロット事業のワークショップ/セミナーを開催する。

（6）対象地域

アディスアベバ市

（7）関係官庁・機関

アディスアベバ市道路交通総局道路公社（AACRA）

3. 業務の目的

「アディスアベバ市道路維持管理能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2015 年 4 月に AACRA と締結した R/D に基づいて実施される「アディスアベバ市道路維持管理能力向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 業務の実施方針及び留意事項

（1）プロジェクトの基本的方向性

AACRA は、管理対象となる道路延長が確実に増加しているアディスアベバ市において持続的な道路維持管理体制の整備を図ることを目標としており、現状の直営方式のみによるのではなく、最終的には民間の活用（外注化）を図ることも視野に入れている。一方で、インフラの維持管理業務は、維持管理の個別業務の実施方式にかかわらず、責任機関として予算要求、計画づくり、データ処理等にかかるマネジメント能力がそもそもの前提となることから、本プロジェクトにおいては、現状の直営方式をプラットフォームとして AACRA の能力強化を図る。プロジェクト実施にあたっては、現在の直営方式での能力強化を図ることを基本とし、実際に現場での作業を行う能力の向上と PDCA サイクルを基本とするマネジメント能力の強化を図ることとする。

（2）プロジェクトの実施体制

AACRA 側は、プロジェクト全体の管理と実施に対して責任を負うプロジェクト・ダイレクター、プロジェクトの経営上や技術的な問題に対して責任を負うプロ

プロジェクト・マネージャーを任命し、プロジェクトを実施する。各担当者については既に決定済みであり、R/Dを参照のこと。

なお、プロジェクト・マネージャーについては、プロジェクトの前半では道路点検からインベントリーの作成、維持管理計画の策定などが中心となるため、施設維持管理課課長とした。一方で、プロジェクトの後半ではパイロット事業における現場での維持補修実施が主要な活動となり、開始当初のプロジェクト・マネージャーから交代が必要となることも想定される。その場合、維持補修の実施を担当する建設・補修部より適切な人材を配置することになる。

(3) AACRA の人事体制

AACRAに限らず、エチオピア国内の公的機関では、職員の離職が多くなっている。最も大きな理由は民間と比べて低い賃金にあり、これを受けて AACRA では、給与水準の引き上げや高度な研修機会の提供、職場環境の向上等の取り組みを続けている。本プロジェクトの中でも、職員の離職については十分留意することが必要である。

また、本プロジェクトの実施にあたっては、維持管理を管轄する部署の人員増が必要となる。AACRA 人事部もこの点は理解しているものの、プロジェクトの中でも、JICA とともに人員増や組織編成を含めた人事部を巻き込む活動を行うことが望ましい。

(4) AACRA の所掌範囲

AACRA はアディスアベバ市内の道路の計画、設計、建設、維持管理など一連の道路整備・維持管理の実施機関である。アディスアベバ市内の国道を含むすべての道路を管轄しており、舗装道、未舗装道、歩道、橋梁、排水施設、標識・道路標示等の道路付属施設など、その対象施設は多岐にわたる。

なお、アディスアベバ市内以外の国道の施設についてはエチオピア道路公社(ERA)が管轄しており、本プロジェクトの中でも ERA との情報共有の場を設けることが活動の1つとして設定されている。

(5) 世界銀行(世銀)等の他ドナーとの関係について

AACRA は世銀からも協力を得ることを意図している。これまでの AACRA 及び世銀との協議の結果、本プロジェクトと世銀の実施するプロジェクトについては重複の無いように進めているものの、互いのプロジェクトの成果を最大化するため、今後も継続的に JICA・世銀・AACRA での情報共有を図っていくことが必要になることから、プロジェクト実施にあたっては、世銀との協議についても密に行うこと。

また、世銀以外のドナーについても現在の活動状況の把握に努め、必要な情報交換を行う。

(6) AACRA の維持管理予算について

AACRA の維持管理予算は道路基金とアディスアベバ市の予算によって賄われているが、半分以上はアディスアベバ市の予算によるものである。一方で、今後の継続的な維持管理のためには道路基金からの予算を増やしていくことが必要となる。したがって、特に道路基金に対して、正しい情報やデータに基づく資料を活用した予算取りのための働きかけを行うことが重要である。

(7) 交通量データについて

道路インベントリ整備に必要な交通量データ等については、AACRA 側の負担・責任のもとで交通量調査を行うことで収集し、日本側は先方側のオーナーシップを引き出しつつ技術支援を行う。

(8) 組織内の情報共有について

AACRA 内部では情報共有が不十分であることにより非効率的な道路の補修が行われている面もあることから、職員が情報を共有しやすくなる仕組みづくりも重要である。例えば、情報の受け取り手に合わせた報告書・記録フォーマットの整備、視覚化した資料の整備とそのアウトプットを容易にするシステム構築、また定期的な打合せなど情報交換の機会の提供などが考えられる。プロジェクト実施にあたっては、AACRA の活動の現状を踏まえ、効率的な維持管理活動の実現に向けての適切と考えるレベルで情報共有ができるよう支援すること。

(9) 広報について

道路サービスの最大の受益者は道路利用者であり、道路維持管理活動への理解を深めるために道路利用者に対して情報を発信していくことは非常に重要である。特にパイロット事業実施にあたっては、道路の一部車線を通行止めにするということから、出来るだけ多くの市民に道路維持管理について認識してもらう必要がある。例えば、現在の AACRA ウェブサイトの更新状況は不十分であり、道路整備や維持管理の現状や進捗を利用者が確認することは難しい。適切な情報を提供することによって道路利用者の理解や支持を得ると共に、道路利用者から施設の破損など情報提供を受けることができる双方向のコミュニケーションができるべきであり、広報の方法については十分に検討することが望ましい。

コンサルタントは、以上もふまえ本プロジェクト及び道路維持管理活動についての広報の方法についてプロポーザルで提案すること。また、プロジェクトの開始時や節目の段階での広報の方法についてもプロポーザルで提案すること。詳細計画策定調査の際には、プロジェクト開始段階でのメディア等への広報について現地日本大使館も関心を持っており、大使館および JICA 事務所等も巻き込んだ形で広報を行うことが望ましい。

(10) 道路維持管理システムについて

2000 年代前半に AACRA は道路維持管理システムを導入したものの、技術者の離職や複雑なシステム構成のために現在は活用されていない。そこで、本プロジェクトで導入する維持管理システムについては、先方の能力にあったシステムとし、システムが持続的に活用されるよう留意すること。また、維持管理システムについては、人員の入れ替わり後に新たに配属された職員でも容易に理解できるようなマニュアル・ガイドラインを策定すること。

(11) 道路維持管理の現状について

AACRA には、かつて導入された路面性状測定車があるものの、使用方法を理解している職員がいなかったため現在使われておらず、エンジニアを中心とした点検チームによって目視による点検が行われている。また、目視による点検の結果実施して

いるのも「パッチング」か「オーバーレイ」であり、状況に応じた維持管理は行われていない。コンサルタントは、このような AACRA の現状をふまえた上で、適切な維持管理の方法について検討する必要があることに十分に留意すること。その他、道路維持管理の現状・課題については配布資料を参照のこと。

(12) パイロット事業について

本プロジェクトにおいては、PDCA サイクルに基づく維持管理活動をより確実なものとするため、活動 3 の中でパイロット事業を行う。このパイロット事業は、先方が毎年行う維持管理活動の一部をパイロット事業として実施することを想定しており、これらには路面性状調査（及びそのデータ管理）といった個別具体かつ相当規模の作業が伴う。また、パイロット事業の記録や実施で得られた経験は次期年次計画にフィードバックすることを想定している。各工事に係る費用や責任についてはエチオピア側が負い、日本側は技術的支援にとどめることを想定しているが、本プロジェクトの活動の一環として実施されることから、パイロット事業等による建設工事の実施にあたって、コンサルタントは「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」(2014 年 9 月)に沿った工事安全管理をエチオピア側に行うよう指導すること。

なお、パイロット事業にあたっては、下記(13)に記載の構造調査機材が必要となることから、パイロット事業の実施までに購入を完了させる必要があることに留意すること。

(13) 機材について

本プロジェクトでは、道路点検機材、維持管理システムの供与を想定している。道路点検機材は、道路インベントリー整備のための道路点検に活用され、IRI（クラス 2）や前方画像、位置情報が取得できるものを想定しており、ひび割れやわだち掘れの点検までは求めない。点検の詳細については下記(14)を参照のこと。維持管理システムは、道路インベントリーの整備から道路維持管理計画の策定に活用され、本プロジェクトの大きな位置を占めることになるため、上記(10)に記載の通り、持続性に配慮したシステムとする必要がある。また、アスファルト舗装の構造調査機材としてベンゲルマンビーム試験機を想定している。（構造調査機材は 300 万円以内を想定している）。これらの機材・システムの詳細な仕様については、プロジェクト開始後の JCC で最終決定される想定であるが、コンサルタントは、エチオピアの現状もふまえ、プロジェクトで使うこれらの機材・システムについてプロポーザルの中で提案すること。特に道路点検機材については、道路維持管理計画における初期段階に必要なため、コンサルタントは、JCC における仕様の最終決定後、必要なスペックを満たすものを本調査の中での早期に調達すること。

(14) 道路点検について

本プロジェクトでは、成果 2 に係る活動の中でアディスアベバ市における道路の現況調査を実施し、道路維持管理計画に必要な路面性状、道路構造物台帳整備及び調査結果データの維持管理計画への入力を行う。収集・整備したデータについては道路維持管理システムにおいて、道路現況把握、資産の管理及び予算計画に利用される。コンサルタントは、測定機材のキャリブレーション、現地調査、データ加工・整備、システムへのデータ投入、維持管理計画の立案までの一連の業務について、道路点検及び、維持管理システムのコンサルタントが AACRA へ技術移転を行う。

本調査で取得する情報は以下となる。

- ・ International Roughness Index(IRI) Class2 レベル相当¹
- ・ 緯度経度付き前方画像
- ・ 維持管理システムへの入力データ（映像ビューワ）²
- ・ 道路構造物情報(GIS ファイル形式で緯度経度付き前方画像より作成)

データの取得にあたっては、一般国道の法定速度での取得が可能な事に加え、局所的な渋滞を想定して、低速(5 km以下)においても必要な情報が取得できる機材を利用すること。

(15) オフィススペースについて

プロジェクトチームの執務スペースは、プロジェクト開始までに AACRA の建物内に一室(定員 5 人を想定)用意される予定である。インターネット環境やコピー機などの基礎的なオフィス家具は用意される予定である。先方都合により用意されなかった場合は、契約変更で対応する。

(16) 本邦研修について

本プロジェクトでは、3年間で2回の本邦研修(各回2週間、5名程度)を予定している。本研修は、日本での道路維持管理分野における経験や教訓を得ることを目的としているものの、プロジェクト終了後の長期的な視点に立ち、日本で活用されている機材やシステムについての知見を得られる場とすることも想定している。コンサルタントは、現地での業務に加え、本邦研修も活用し技術移転を行うよう留意し、本案件において必要と考えられる研修分野、研修内容、実施時期・人数・内容及び想定される受入先(現時点での内諾取付けは不要)があれば、プロポーザルにて提案することとする。なお、大まかな時期・規模感は上記のとおりであるが、研修内容等に鑑み、より適切な規模をコンサルタントの提案に基づき設定することを妨げるものではない。

本研修については、コンサルタントが研修実施を行うこととし、当該業務にかかる経費は「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2014年4月版)」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201404_guide.pdf)を参照の上、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

(17) モニタリングについて

プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring sheet(JICA 指定フォーム有・配布資料参照)を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素、がある。コンサルタントは、6か月に1度を目途に、JCC(Joint Coordinating Committee)等での議論もふまえながら C/P 機関と共同で Monitoring Sheet を作成し、JICA エチオピア事務所に提出すること。詳

¹対象地域の大部分の道路が舗装道路であり、路面の凹凸等の測定方法と IRI の算出方法については、Class 2 を想定する。測定方法の詳細については、「道路・橋梁維持管理に関する情報収集・確認調査 (JICA・2013) 第5章 道路・橋梁維持管理に必要な測定機材 (3) 路面評価のための測定機材 3) ラフネス (IRI: International Roughness Index) ページ番号 5-20」を確認のこと。

² GIS 上で道路の位置と連動して道路の現況(映像データ)を確認できる道路現況システム。

細については配布資料を参照のこと。(概ね1回の渡航を2週間程度と想定しており、国内作業も合わせ3MM程度を想定している)

なお、これに伴い、従来の中間レビュー調査は実施しない予定であるが、その代替として、モニタリングのための材料となるベースライン調査と進捗状況調査を行い、評価案と今後の方針を作る「モニタリング」団員を業務従事者に含めることを推奨する。

(18) 事業完了報告書の作成について

コンサルタントは、案件終了時に当該案件の結果を取りまとめる事業完了報告書を作成する。本報告書は原則として英語で作成するものとし、記載すべき事項は配布資料を参照のこと。

なお、本報告書と上記 Monitoring Sheet の導入に伴い、従来の終了時評価調査は実施しない予定である。

(19) C/P のオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となるマニュアルや研修教材等を作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何に C/P の能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、エチオピア側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。また、プロジェクト成果の定着のためには、作成したガイドラインや基準を議会などで承認してもらうことやエチオピア側の予算確保に向けた啓発活動も必要になるため、JCC 等も活用しながら、先方への働きかけを行うこと。

(20) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等)を取ることとする。

6. 業務の内容

全体に係る活動

(1) ワークプランおよび Monitoring Sheet の作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定調査や各年次の目標を含む既存の関連資料・情報等を整理したうえで、詳細な調査内容及びスケジュールを検討し、ワークプランおよび Monitoring Sheet に取りまとめる。また、内容をエチオピア側に説明・協議し、基本的了解を得る。Monitoring Sheet については、Ver.1 作成から6か月おきに先方実施機関と協同で更新版を作成し、JICA エチオピア事務所に提出すること。

(2) 目標値の設定

上位目標およびプロジェクト目標の指標の内、具体的な数値が確定していないものについて、AACRA とともにベースライン調査等を行い、目標を設定する。

これらの数値については、案件開始後 6 か月以内をめどに設定することとし、設定後に JCC で確認すること。

(3) JCC 及び TAC の開催

① 合同調整委員会(JCC : Joint Coordinating Committee)

以下の業務を目的に、先方政府が主体となって、6 ヶ月に 1 回（必要に応じての開催もありうる）の開催頻度を目途に JCC を実施する。JCC の議長は AACRA 側が務める。

- ・ PDM に基づき、毎年のワークプランについて議論し承認する
- ・ 全体の進捗をレビューしたうえでモニタリングと評価を実施し、必要に応じて毎年の計画を修正する
- ・ プロジェクト実施にあたってのその他の重要な問題について議論する

② 技術分科会(TAC : Technical Advisory Committee)

プロジェクトの技術的・組織的な問題について、TAC で議論を行う。TAC は、AACRA 側の関係者と日本人専門家から構成され、JCC よりも頻繁に(プロジェクト初期は月 1 回、それ以降は四半期に 1 回を想定)開催する。詳細は R/D を参照すること。

(4) 本邦研修の実施

本邦研修に関し、コンサルタントが提案する本案件で実施すべき研修内容、受入先及び時期の案について、研修内容、時期を固める。本研修を所管する JICA の国内機関は、研修内容及び研修受入先などから勘案して確定することとする。コンサルタントは、本研修の実施に先立ち、研修内容・日程、受入先との調整、研修員人選等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。

(5) 事業完了報告書の作成

最終時点では事業完了報告書として取りまとめ、JICA に提出する。

成果 1 に係る活動

(6) AACRA の実施体制のレビュー

AACRA における現在の道路維持管理の実施体制のレビューを行い、改善の方向性を検討する。

(7) TAC の開催

上記 (3) ②の TAC を開催する。TAC には、人員や予算配分を管轄する部署を含む AACRA 内の関連部署の関係者が参加するものとし、プロジェクトの進捗を共有するとともに、道路維持管理に関する技術的な課題や人員、予算に関する問題を議論する。

(8) AACRA 職員向け研修の実施

上記(6)のレビューの結果をふまえ、道路維持管理に関する研修計画を策定し、実施する。具体的な研修内容としては、道路点検、維持管理計画、維持管理システムといった内容を想定している。

(9) 関連機関への情報共有

道路基金やアディスアベバ市当局など、道路維持管理に必要な予算要求に向けて重要な役割を果たす機関に対し、アディスアベバ市の道路状況の情報を提供し、必要な予算確保を促す。

(10) 道路維持管理に関する広報

上記5.(9)もふまえて、AACRA ウェブサイト等を通じた維持管理活動に関する広報を行い、市民を含む広い人々の理解を得る。

成果2に係る活動

(11) 道路維持管理サイクルのレビュー・更新

現在 AACRA で実施されている点検、補修設計、補修修繕の各種手法及び実施フローなどの維持管理サイクルや、既存の道路基準や使用、マニュアル等についてレビューを行い、必要に応じて更新する。

(12) アディスアベバ市における道路点検の実施

上記(11)の結果をふまえ、市内道路における道路点検を実施する。

(13) 道路インベントリーの整備・更新

上記(12)から得られたデータを基に、道路状況や交通量、単価などのデータを含む道路インベントリーを整備する。本インベントリーは、整備後も定期的に更新する。

(14) 中長期道路維持管理計画の策定・更新

上記(13)で整備されたインベントリーを基に中長期道路維持管理計画を策定する。本計画は、策定後の定期的に更新する。

(15) 年次道路維持管理計画の策定

上記(14)で策定された中長期道路維持管理計画を基に、年次道路維持管理計画を策定する。本計画は毎年策定されるものであるが、プロジェクトの初年度においては、年次道路維持管理計画の策定が困難であることから、初年度に限り、その時点で利用可能なデータを活用して計画を策定することとする。

※ インベントリーや中長期計画等の更新については年に1回程度を想定している。

成果3に係る活動

(16) パイロット事業の選定

上記(14)で策定された中長期道路維持管理計画からパイロット事業を選定する。

(17) パイロット事業の情報共有

上記(16)で選定されたパイロット事業に関する情報を、本プロジェクト関係者間で共有する。

(18) パイロット事業の詳細調査及び仕様設計の実施

パイロット事業の詳細調査及び仕様設計を行う。

(19) AACRA が実施するパイロット事業の支援

前述の通り、パイロット事業については、AACRA の責任のもと AACRA の予算で実施することから、パイロット事業に対して技術的な支援を行う。

(20) パイロット事業の結果のフィードバック

パイロット事業から得られた知見を、次期の年次道路維持管理計画にフィードバックする。

(21) パイロット事業に係るセミナーの実施

ERA や州・市レベルの道路局などの関係機関向けのセミナーを実施し、パイロット事業から得られた知見や教訓を共有する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は事業完了報告書とし、(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

報告書等	時期等	言語・部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文 5 部
ワークプラン	2015 年 7 月上旬	英文 10 部
Monitoring Sheet Ver.1	2015 年 7 月上旬	英文 10 部
Monitoring Sheet Ver.2	2016 年 1 月上旬	英文 10 部
Monitoring Sheet Ver.3	2016 年 7 月上旬	英文 10 部
Monitoring Sheet Ver.4	2017 年 1 月上旬	英文 10 部
Monitoring Sheet Ver.5	2017 年 7 月上旬	英文 10 部
Monitoring Sheet Ver.6	2018 年 1 月上旬	英文 10 部
事業完了報告書 (C/R)	2018 年 6 月上旬	英文 10 部 和文サマリー5部 CD-R 5 枚

事業完了報告書 (C/R) については製本することとし、その他の成果品等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(2) 技術協力成果品

コンサルタントは、以下の資料を作成し、提出すること。なお、提出に当たって

は、事業完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 中長期道路維持管理計画
- イ 年次道路維持管理計画
- ウ モニタリング・チェックリスト

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS (Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務については、2015年6月に業務を開始し、2018年6月のプロジェクト終了を予定している。2015年7月上旬を目途に Monitoring Sheet Ver.1 を提出する。その後、6か月おきに Monitoring Sheet を作成・提出し、2018年6月上旬までに事業完了報告書を作成し提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

(全体) 約75M/M (モニタリング団員も含む)

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア) 業務主任/道路維持管理 (2号)

イ) 道路維持管理計画 (3号)

ウ) 道路点検

エ) 維持管理システム (3号)

オ) 維持管理設計

カ) 建設施工監理

キ) 研修計画

ク) モニタリング

3. 対象国の便宜供与

- ・ JICA 専門家用プロジェクト事務所 (AACRA 内、定員 5 名)

4. 配布資料

- ・ エチオピア国アディスアベバ市道路維持管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (案)
- ・ エチオピア国アディスアベバ市道路維持管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査結果
- ・ R/D
- ・ モニタリングに関する説明資料

5. 機材

本プロジェクトでは、道路点検機材、維持管理システム、構造調査機材についてコ

コンサルタントが調達することを想定している。コンサルタントは上記の「第2 業務の目的・内容に関する事項 5. (13)」も参照し、必要な機材購入費及び輸送費について見積もることになるが、金額については JCC における仕様の最終決定後に確定させ契約変更で金額を計上するものとし、プロポーザル提出段階では見積書への計上は不要である。機材費の合計金額については 1,500 万円を超える可能性も想定している。機材の購入方法等は、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>)に従うこと。また、資機材の仕様については、各国の事情に則し、プロジェクト終了後も先方の責任で維持管理可能なものとする。

なお、本契約において調達する供与機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

6. 現地再委託

本プロジェクトでは現地再委託による業務は特に想定していない。

7. 見積もりの分離

本プロジェクトでは、航空賃以外に見積価格を分けて提示するものはない。

8. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等については同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。